



2019年3月29日

各 位

株 式 会 社 I H I
東京都江東区豊洲三丁目1番1号
代表取締役社長 満岡 次郎
(コード番号 7013)
問合せ先 広報・IR部長 白井 崇喜
T E L 0 3 - 6 2 0 4 - 7 0 3 0

当社民間航空機エンジン整備事業で発生した不適切な事象に関する 経済産業省殿からの行政処分について

2019年3月8日付「当社民間航空機エンジン整備事業で発生した不適切な事象に関する中間報告」においてお知らせしましたとおり、当社の民間航空機エンジンの整備事業に関し、複数の不適切な事象が生じていることが判明しましたことを受け、調査してまいりましたが、本日、経済産業省殿より「航空機製造事業法に基づいて認可を受けた航空機用エンジンの修理方法にて作業するよう」命令を受けました。

先般の中間報告は、国土交通省管轄の主に国内航空会社向けに整備したエンジンが対象でしたが、今回、経済産業省殿に対して、国内外の航空会社問わず過去2年間（2017年1月1日～2019年1月31日）にわたり当社が整備、出荷した全ての民間エンジン213台の調査結果を報告いたしました。213台のうち、209台に対して、不適切な作業が行われており、今回の命令を受けるに至りました。

なお、213台における作業総数は、62万件ですが、うち不適切な作業数は6,340件です。

不適切作業6,340件のうち、不適切な検査押印の件数が、5,846件、手続きを経ない工程順序の変更や検査作業実施日と記録の不一致が、494件であり、その内容は、中間報告でご報告した内容と同様の事象です。

なお、対象となるエンジン全てにおいて、エンジン製造メーカーに報告し、飛行安全には問題はないとの見解を受領しています。

当社において、このような不適切な行為が行われていたことは、極めて重大なものと厳粛に受け止めております。対象となる航空会社様ならびに関係機関をはじめとする皆様、当社のすべてのステークホルダーの皆様にご迷惑とご心配をお掛けする事態となりましたことを、深くお詫び申し上げます。

今後、継続して行われております国土交通省殿の調査に協力していくと同時に、品質に関する総点検を全社に水平展開し、コンプライアンス意識の徹底と再発防止策を確実に実施することにより、信頼回復に努めてまいります。

以 上